

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第 27 条の 26 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	平成 18 年 12 月 31 日
【提出日】	平成 19 年 1 月 11 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	2 名
【提出形態】	連名



第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	イオンクレジットサービス株式会社
会社コード	8570
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー (Massachusetts Financial Services Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 02116、マサチューセッツ州、ボストン、ボイルストン・ストリート 500 (500 Boylston Street, Boston, Massachusetts, 02116 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1924年3月21日
代表者氏名	ロバート・ジェイ・マニング (Robert J. Manning)
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 花水 康
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

資産運用契約に基づき、顧客の資産の運用のために保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			13, 892, 400 株
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 13, 892, 400 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 13, 892, 400 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 31 日現在)	Q 156, 967, 008 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	8. 85%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	-

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成10年5月12日
代表者氏名	石井孝典
代表者役職	代表取締役
事業内容	証券投資信託委託業・内外の有価証券等に関する投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 花水 康
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資信託及び投資法人に関する法律又は投資一任契約に基づく投資信託又は顧客の資産の運用のために保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			9,900 株
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 9,900 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 9,900 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 31 日現在)	Q 156,967,008 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	-

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
- (2) エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			13,902,300株
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 13,902,300株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 13,902,300株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年12月31日現在)	Q 156,967,008株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	8.86%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Massachusetts Financial Services Company, a corporation organized and existing under the laws of the State of Delaware with its principal office at 500 Boylston Street, Boston, Massachusetts U.S.A. 02116 (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Kunihiko Morishita and Ko Hanamizu, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

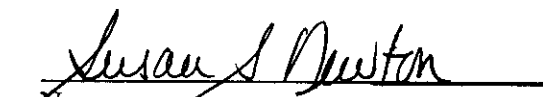
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 16th day of October, 2006.

Massachusetts Financial Services Company


Name: Susan S. Newton
Title: Senior Vice President

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき設立され、アメリカ合衆国 02116、マサチューセッツ州、ボストン、ボイルストン・ストリート 500 に住所を有するマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（以下「当社」という）は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士森下国彦氏及び花水康氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書、その訂正、補足または変更報告書（以下「報告書」という）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は 2006 年 10 月 10 日に本委任状を作成せしめた。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(署名)

氏名：スーザン・S・ニュートン

役職：シニア・バイス・プレジデント

委任状

私は、東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士森下国彦氏及び花水康氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は 2007 年 1 月 5 日、権限ある役員をして本委任状に捺印せしめた。

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

代表取締役 石井孝典

